

○山口県警察における公印の管理及び使用に関する訓令

平成30年1月18日

本部訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察の公印（以下「公印」という。）の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(公印の刻字等)

第2条 公印の刻字、寸法、個数、保管責任者及び用途は、別表に掲げるとおりとする。

(管理責任者)

第3条 公印を適正に管理するため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、警務部総務課長をもって充てる。

(保管責任者)

第4条 公印を適正に使用し、及び保管するため、保管責任者を置く。

2 保管責任者は、別表に掲げる者をもって充てる。

(新調)

第5条 所属長は、公印を新調する必要があると認めるときは、公印新調申出書（別記第1号様式）により管理責任者を經由して警察本部長（以下「本部長」という。）に申し出るものとする。

2 所属長は、前項の場合において、新たに公印を受領したときは、公印受領書（別記第2号様式）を管理責任者に提出しなければならない。

(公印登録簿)

第6条 管理責任者は、公印登録簿（別記第3号様式）を備え付け、公印の新調があったときはこれを登録し、廃棄があったときは登録事項を整理し、常にその登録状況を明らかにしておかなければならない。

2 公印は、公印登録簿に登録したものに限り、使用することができる。

(保管)

第7条 保管責任者は、公印については、専用の容器に入れて、施錠設備のあるロッカー等に保管しなければならない。

2 保管責任者は、公印の保管については、本部の所属にあっては次長、副隊長又は副校長に、警察署にあっては副署長又は次長に行わせることができる。

(公印の使用)

第8条 公印の使用（別表に掲げる用途に基づき、記名にしたがって押印することという。以下同じ。）は、保管責任者の承認を得て行うものとする。

2 公印を押印するときは、朱肉により鮮明に押さなければならない。

(公印の印影印刷)

第9条 定型的な公文書を作成する場合には、あらかじめ公印の印影を印刷した様式（以下「印影印刷様式」という。）を使用することにより、公印の使用に代えることができる。

- 2 本部の主管所属長（以下「本部主管所属長」という。）は、印影印刷様式を使用する必要があると認めるときは、印影印刷申出書（別記第4号様式）により管理責任者を經由して本部長に申し出るものとする。
- 3 印影印刷様式を作成するときは、印影の改ざん、目的外の複製、不正使用その他の事故の防止及び印刷を誤った、又は過剰に印刷した文書の廃棄が確実に行われるように必要な措置を講じなければならない。
- 4 印影印刷様式の印影の色は、朱色又は黒色としなければならない。
- 5 本部主管所属長は、印影印刷様式を他の所属に配布することができる。この場合において、本部主管所属長は、配布先所属、配布枚数及びその使用状況を把握しておかなければならない。
- 6 所属長は、印影印刷様式を保管するときは、施錠設備のあるロッカー等に保管しなければならない。この場合において、所属長は、所属職員のうち、適当と認める者に保管させることができる。

（電子公印）

第10条 電子計算機を利用して公文書を作成する場合には、あらかじめ公印の印影を電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）に記録したもの（以下「電子公印」という。）を使用することにより、公印の使用に代えることができる。

- 2 本部主管所属長は、電子公印を使用する必要があると認めるときは、電子公印使用申出書（別記第5号様式）により管理責任者を經由して本部長に申し出るものとする。
- 3 電子公印の管理に当たっては、印影の改ざん、流出、不正使用その他の事故を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 本部主管所属長は、電子公印を使用しなくなったときは、前項の事故に留意し、電磁的記録媒体に記録した公印の印影の消去が確実に行われるように必要な措置を講ずるとともに、その旨を管理責任者を經由して本部長に報告しなければならない。

（廃棄）

第11条 保管責任者は、公印を廃棄する必要があると認めるときは、公印廃棄申出書（別記第1号様式）により管理責任者を經由して本部長に申し出るものとする。この場合において、保管責任者は、公印廃棄申出書に廃棄する公印を添えて提出しなければならない。

（事故）

第12条 保管責任者、印影印刷様式を使用する所属の長又は電子公印を使用する所

属の長は、それぞれ公印、印影印刷様式又は電子公印の事故があったときは、直ちに管理責任者を經由して本部長に報告しなければならない。この場合において、印影印刷様式を使用する所属の長又は電子公印を使用する所属の長が本部主管所属長以外の所属長であるときは、併せて、直ちに本部主管所属長に報告しなければならない。

2 前項前段の規定は、第14条に規定する浮出印字機について準用する。

(契印)

第13条 契印は、法令等に定めがある場合を除き、これを省略することができる。

(浮出印字機)

第14条 所属長は、浮出印字機については、施錠設備のあるロッカー等に入れて保管しなければならない。

2 所属長は、浮出印字機の保管については、所属職員のうち、適当と認める者に行わせることができる。

(公安委員会の公印への準用)

第15条 第5条から第14条までの規定は、山口県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の公印について準用する。この場合において、第5条及び第9条から第12条までの規定中「本部長」とあるのは、「公安委員会」と読み替えるものとする。

2 公安委員会の公印のうち、次の各号に掲げる用途に使用する公印については、その用途の区分に応じ、当該各号に定める者に保管を行わせることができる。

(1) 自動車運転免許等の事務専用 警察本部運転免許課保管のものにあっては課長補佐、警察署長保管のものにあっては交通課長（地域・交通課長及び交通総務課長を含む。）

(2) 生活安全関係許可証等の書換え又は訂正、銃砲等又は刀剣類の確認等の事務専用 生活安全課長（刑事・生活安全課長を含む。）

(新調、廃棄又は事故の場合の例外)

第16条 出納員印の新調、廃棄又は事故については、山口県公印規程（昭和31年山口県訓令第37号）の定めるところによるものとする。ただし、この場合における手続については、全て本部長を經由するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にある改正前の山口県警察の公印に関する訓令（昭和31年山口県警察本部訓令第6号）別記第1号様式の2による公印台帳に登録された公印は、この訓令による改正後の山口県警察における公印の管理及び使用に関する訓令（平成30年山口県警察本部訓令第2号）別記第3号様式による公印登録簿に登録されるまでの間、なおその効力を有するものとする。

(山口県警察が保有する公文書の取扱いに関する訓令の一部改正)

- 3 山口県警察が保有する公文書の取扱いに関する訓令（平成13年山口県警察本部訓令第19号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部改正)

- 4 山口県警察における事務の決裁に関する訓令（平成16年山口県警察本部訓令第49号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 （平成30年3月訓令第17号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令6条による改正附則）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年6月28日本部訓令第2号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令52条による改正附則）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 （令和4年3月11日本部訓令第10号銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正等に伴う関係訓令の整理等に関する訓令による改正附則）

この訓令は令和4年3月15日から施行する。

附 則 （令和5年3月3日本部訓令第7号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第12条による改正附則）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年3月1日本部訓令第4号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令15条による改正附則抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年2月28日本部訓令第7号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令12条による改正附則抄）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 （令和7年3月11日本部訓令第12号山口県警察の通信指令技能検定に関する訓令の一部を改正する訓令による改正附則抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第8条関係）

刻 字	寸 法 方ミリメ ートル	個 数	保管責任者	用 途
山口県警察本部長印	30	2	総務課長	辞令用
山口県警察本部長印	27	1	総務課長	一般 文書用
山口県警察本部長印	13	1	総務課長	身分証 明証用
山口県警察本部長印 (行政処分)	21	1	聴聞官	行政 処分用
山口県警察本部長印 (反則通告)	21	3	通告官	交通反則 通告用
山口県警察本部長印	21	1	運転免許 課長	仮運転免 許証用
山口県警察本部警務部長印	21	1	警務課長	一般 文書用
山口県警察本部生活安全部長 印	21	1	生活安全 企画課長	一般 文書用
山口県警察本部地域部長印	21	1	地域企画 課長	一般 文書用
山口県警察本部刑事部長印	21	1	刑事企画 課長	一般 文書用
山口県警察本部交通部長印	21	1	交通企画 課長	一般 文書用
山口県警察本部警備部長印	21	1	公安課長	一般 文書用

山口県警察本部首席監察官印	21	1	監察官室長	一般 文書用
山口県警察本部課長印	21	27	各課長 (各1個)	一般 文書用
山口県警察本部監察官室長印	21	1	監察官室長	一般 文書用
山口県警察本部科学捜査研究所長印	21	1	科学捜査 研究所長	一般 文書用
山口県警察本部自動車警ら隊長印	21	1	自動車警ら 隊長	一般 文書用
山口県警察本部機動捜査隊長印	21	1	機動捜査 隊長	一般 文書用
山口県警察本部交通機動隊長印	21	1	交通機動 隊長	一般 文書用
山口県警察本部高速道路交通警察隊長印	21	1	高速道路交 通警察隊長	一般 文書用
山口県警察本部機動隊長印	21	1	機動隊長	一般 文書用
山口県警察学校長印	25	1	学 校 長	辞令用
山口県警察学校長印	21	1	学 校 長	一般 文書用
山口県何々警察署長印 (警察署の名称を入れる。)	21	16	各警察署長 (各1個)	一般 文書用
支出官山口県警察会計担当官 之印	23	1	会 計 課 長	国 費 支出用

資金前渡官吏山口県警察本部 会計課長之印	20	1	会 計 課 長	国 費 支 出 用
歳入徴収官山口県警察会計担 当官之印	23	1	会 計 課 長	国 費 歳 入 用
収入官吏山口県警察本部会計 課長之印	20	1	会 計 課 長	国 費 歳 入 用
支出負担行為担当官山口県警 察会計担当官之印	23	1	会 計 課 長	国 費 契 約 用
物品管理官山口県警察本部長 之印	23	1	会 計 課 長	国費物品 管 理 用
契約担当官山口県警察会計担 当官之印	23	1	会 計 課 長	国費歳入 契 約 用
山口県何々警察署出納員 (警察署の名称を入れる。)	20	16	各 警 察 署 会 計 課 長 (各 1 個)	窓 口 出 納 用
山口県警察分限審査委員会委 員長印	21	1	警 務 課 長	分限処分 審査通知 書及び勧 告 書 用
山口県警察条件付採用職員分 限審査委員会委員長印	21	1	警 務 課 長	分限処分 審査通知 書及び答 申 書 用
山口県警察運転技能審査委員 会委員長印	21	1	教 養 課 長	運転技能 審 査 用
山口県警察本部柔剣道段級審 査委員会委員長印	21	1	教 養 課 長	柔剣道段 級審査用
山口県警察懲戒審査委員会委 員長印	21	1	監 察 官 室 長	勸告書用

山口県警察本部印	35	1	総 務 課 長	捜査書類 一 般 文 書 用
山口県警察本部高速道路交通 警察隊印	35	1	高速道路交 通警察隊長	捜査書類 一 般 文 書 用
山口県警察学校印	35	1	学 校 長	辞 令 用
山口県何々警察署印 (警察署の名称を入れる。)	35	16	各 警 察 署 長 (各 1 個)	捜査書類 及び一般 文 書 用

別記

第1号様式（第5条、第11条、第15条関係）

新 調
公 印 申 出 書
廃 棄

第 号
年 月 日

警 察 本 部 長 殿

長

新 調
公印を したいので、下記のとおり申し出ます。
廃 棄

記

1 公印の種類

印 影	刻 字	寸 法	用 途

2 新調又は廃棄の理由

注 寸法は、ミリメートルで表記すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式（第5条、第15条関係）

公 印 受 領 書

第 号
年 月 日

管 理 責 任 者 殿

長

公印を受領したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 公印受領年月日

2 受領した公印

印 影	刻 字	寸 法	用 途

注 寸法は、ミリメートルで表記すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第 3 号様式（第 6 条、第 1 5 条関係）

公 印 登 録 簿

刻 字	用 途	保 管 責 任 者

印 影	新 調	交 付	廃 棄
	年 月 日 会計課から受領	年 月 日	年 月 日 会計課に返納
	年 月 日 会計課から受領	年 月 日	年 月 日 会計課に返納

	年 月 日 会計課から受領	年 月 日	年 月 日 会計課に返納
	年 月 日 会計課から受領	年 月 日	年 月 日 会計課に返納

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第4号様式（第9条、第15条関係）

印 影 印 刷 申 出 書

第 年 月 号 日

警 察 本 部 長 殿

長

公印の印影印刷を行いたいので、下記のとおり申し出ます。
記

1 件名

2 印影印刷を行おうとする公印

印 影	刻 字	寸 法	用 途

3 印影印刷枚数

4 公印の印影印刷を行う理由

注 寸法は、ミリメートルで表記すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第5号様式（第10条、第15条関係）

電 子 公 印 使 用 申 出 書

第 年 月 日 号

警 察 本 部 長 殿

長

電子公印を使用したいので、下記のとおり申し出ます。
記

1 件名

2 公印の種類

印 影	刻 字	寸 法	用 途

3 電子公印を使用する機器

4 仕様
別紙のとおり

5 電子公印を使用する理由

注 寸法は、ミリメートルで表記すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。